

2017年2月20日

外務大臣 岸田文雄 様

NPO 法人 ピースデポ

国連「核兵器禁止条約」交渉において議論されるべき 「核軍縮枠組み条約」に関する要請と提案

国連総会第 71 会期で採択された決議「多国間核軍縮交渉を前進させる」(A/RES/71/258) (以下「総会決議」と呼びます) に基づく、核兵器を禁止するための法的文書(条約)の交渉会議が3月27日に始まります。私たちは、長く続いた核軍縮の停滞を打ち破るためにこの機会が画期的なものであると考えるとともに、国際社会が長期的な視野に立ってこの機会を最大限に活かすことを願っています。

また、私たちは日本政府が、是が非でもこの会議に参加して、核兵器の非人道性を身をもって知る唯一の戦争被爆国として、そして核保有国と非核保有国との橋渡し役を自任される政府として、積極的に貢献されることを強く願っています。

そのような立場から、私たちは日本政府がこれまでの政策の連続性を維持しつつ、交渉に貢献することのできる「禁止条約」(以下、たんに「条約」といいます)の形態を考察してまいりました。以下がその考察に基づく「核軍縮枠組み条約」の提案です。

つきましては、貴職におかれては、この提案についてご検討いただくとともに、交渉会議に参加され、そこでの取り組みに活用していただきたく、切に要請いたします。詳細については別添の「『核軍縮枠組み条約』の提案」をご参照ください。

記

I. 条約が含むべき要素と特徴

総会決議の内容やこれまでの議論の経過を考慮すれば、条約は、核兵器による「壊滅的な人道上の結末」への懸念に下支えされた、次のような要素ないし特徴を備えるべきであると考えます。

1. 核兵器を全面的に禁止する。
2. 核兵器の完全廃棄をめざすことを法的に義務付ける。
3. 現存する核兵器に関する透明性措置やリスク低減措置を追求する。
4. 核被害者への援助、及び被害に関する国民への教育・啓発を国に義務付ける。
5. 廃棄と検証は必ずしも含まれなくてもよい。
6. 「禁止」への段階的参加を可能とする。

7. 核不拡散条約（NPT）との相互補完的關係を確保する*。

※注記： NPT 再検討プロセスと核兵器禁止条約交渉のプロセスが、今後、相反することなく補い合うことを確保することが重要であると私たちは考えています。

II. 「核軍縮枠組み条約」の骨子案

国際社会には「核兵器のない世界を実現し維持する」という究極の目標への総論的合意があります。しかし目標を実現するための方法や措置、時間枠などについては国家間の立場や見解に著しい隔たりがあり、そのことが目標達成への前進を妨げています。私たちは、この現状を克服するために、I で述べた要素と特徴を包含し、かつ各国の選択的、段階的な参加を可能にする「**枠組み条約**」という形態が有効であろうと考えました。

「枠組み条約」の先例としては「気候変動枠組み条約」（1992 年採択）、「特定通常兵器使用禁止制限条約」（1980 年採択）などがあります。私たちが提案する「**核軍縮枠組み条約**」もこれらと同じように、基本合意を述べた「枠組み条約」本体と、複数の議定書から構成されます。以下にその骨子を述べます。

1. 「枠組み条約」本体

条約の目的、核兵器の完全廃棄に向けた法的義務、本体と議定書との関係のほか、締約国会議や運用に関する「基本合意」を規定します。

(1) 目的規定として「核戦争により全人類および環境の上にもたらされる壊滅的な惨害と核戦争の危険を回避するために、国家の兵器庫から核兵器を廃棄し、核兵器のない世界を実現することを目的とする。」*といったものが考えられます。

※注記： NPT 前文と国連総会決議第1号（A/RES/(1)）で用いられた表現を援用しました。

(2) 締約国は次の法的義務*を担います。

- ①核兵器のない世界を実現、維持する上で必要な枠組みを確立すべく、特別な努力を払う。
- ②厳格かつ効果的な国際管理の下においてすべての側面での核軍縮に導くための条約の交渉を誠実に行い、かつ完結させる。
- ③核兵器のない世界という目的に完全に合致した政策を追求する。
- ④核保有国は、保有核兵器の完全廃棄を達成する明確な約束を行う。
- ⑤あらゆる種類の核兵器の世界的備蓄の相対的削減に速やかに向かうと共に、あらゆる軍事及び安全保障上の概念、ドクトリン、政策における核兵器の役割と重要性をいっそう低減させる。

※注記：これらは過去に国際司法裁判所（ICJ）の勧告における全会一致部分やNPT再検討過程において全会一致で採択された文書から採られています。

- (3) この他、条約本体と議定書との関係、締約国会議、運用機関などの実務的条項、及び発効要件などが明記されます。

2. 議定書

「枠組み条約」本体を具現化するための議定書が、締約国会議において制定されます。

- * 議定書のいくつかは、「枠組み条約」本体と同時に交渉され、制定されます。
- * 「枠組み条約」本体に同意した「締約国」は、以下に例示する議定書に選択的、随時に加盟することができます。
- * 議定書はそれぞれ異なる発効要件を持つことができます。
- * 議定書ごとに加盟国会議が設置されます。
- * 議定書の内容はそれぞれの加盟国会議で適宜見直すことができます。

「枠組み条約」本体と同時に制定される議定書として例えば以下のようなものが考えられます。

- A. **核兵器の全面的禁止に関する議定書：**保有、製造、実験、使用などを禁止する（破壊・廃棄・検証を除く）。「使用及び使用の威嚇」を禁止する議定書を独立させることも考えられる。
- B. **積極的義務に関する議定書：**核被害者への援助、環境の回復、核兵器の被害の実態についての国民への教育、啓発についての国家の義務を定める。
- C. **核兵器の透明性措置に関する議定書：**核保有国に標準的様式での報告を義務付けるとともに、効果的な透明性措置をさらに発展させるための委員会を設置する。
- D. **核兵器の役割及びリスクの低減措置に関する議定書：**安全保障上の概念、ドクトリンなどにおける核兵器の重要性の低下、高度警戒態勢の解除などを約束する。この文脈で先行不使用議定書を独立に設定することも検討に値する。また、役割及びリスク低減措置をさらに発展させる委員会を設置する。
- E. **包括的核兵器禁止条約（CNWC）の準備に関する議定書：**「枠組み条約」本体と同時に制定することが可能であれば、検討に値する。

3. 各議定書の発効プロセスを独立に定めることの意義

「枠組み条約」本体の締約国は、上記のいずれの議定書にもいつでも加盟することができ、議定書は一定の条件が達成されれば発効します。よって、締約国はそれぞれの立場や見解によって、どの議定書にいつ加盟するかを選択することができ、議定書ごとに

定められた発効要件によって、各議定書が独立に発効することができます。

III.日本の核軍縮政策の発展に「枠組み条約」の活用を

このような「枠組み条約」への参加は、次のように日本の核軍縮政策に合致し、その推進に好影響を与えるものと考えられます。

- (1) 「枠組み条約」本体は、日本の従来主張を考慮すれば、すぐにでも締結できる内容だと考えられます。
- (2) 日本が力を入れてきた被爆者援護や軍縮教育・啓発活動は議定書Bへの加盟によって新たな国際的展開の場を得るでしょう。
- (3) 軍縮・不拡散イニシャチブ (NPDI) を通じて取り組んできた透明性向上のための「標準様式の作成」などの活動は、議定書Cの制定に積極的に関与することによって加速されるでしょう。
- (4) NPDIの構成国が現状では「禁止」を巡って立場が異なっていますが、「枠組み条約」のアプローチによって、より統一的な立場を確保することができます。
- (5) 一方、議定書AとDへの加盟の検討は、日本政府にとって米国の核の傘依存から脱却する道を検討することと密接に関係します。この文脈では、北東アジア非核兵器地帯設立によって核兵器依存から脱却するプロセスが検討の対象になるはずですが。その際には、「枠組み条約」を活用することで核兵器の世界的禁止と地域的禁止の相互関係が見えやすくなり、韓国、北朝鮮などとの協議がしやすくなるはずですが。
- (6) 日本政府は「枠組み条約」とNPTをプラットフォームとした国際的協調を通して、核兵器の完全廃棄に向けた政策を段階的に進化・発展させてゆくことができます。
- (7) 「核軍縮枠組み条約」というアプローチは、日本がとっている現在の核軍縮・不拡散政策をそのまま出発点としながら、被爆国としての世界的な役割を強めてゆくために、極めて有用であると考えます。市民も、核兵器廃絶への展望をもって「枠組み条約」を持続的に活用することができます。

私たちは、貴職ならびに政府が、以上の私たちの提案を真剣に検討され、唯一の戦争被爆国として、真の意味で核保有国と非保有国との間の橋渡し役を果たされんことを重ねて要請いたします。

以上

追記: ピースデポは添付「提案書」を、国連総会決議を主導した国々、そしてNPDI諸国をはじめとする関係者に送付します。